

平成27年度 事業計画

本協会は特例民法法人から平成24年12月25日に移行登記を行い、公益社団法人福岡県介護支援専門員協会として発足した。

本年度は公益社団法人として社会に貢献できる体制づくりをさらに強化する年としたい。

本協会の事業については、公益性を重要視し、介護保険の推進及び充実に寄与するとともに、介護支援専門員としての資質の向上を図り、介護保険制度を利用する全ての県民の医療、介護、福祉の増進に寄与する事業を展開していくこととしたい。

I 介護支援専門員の資格取得に関する事業

[事業内容]

本協会は、平成23年度より福岡県から受託し、「介護支援専門員実務研修受講試験」に係る業務のうち、資格審査に係る業務を行っている。具体的には、介護支援専門員実務研修受講試験実施要領の作成・配布、受験申込書の受付・審査及び受験票を受験者に送付する等の業務である。平成27年度も引き続きこの事業を継続する。

II 介護支援専門員の設置体制(研修)に関する事業

[事業内容]

本協会は、法に定められた介護支援専門員の法定研修について福岡県から指定を受け、また、法により義務付けられているものではないが、介護支援専門員として受けるべき研修やキャリアアップを図る研修(任意研修)について県から委託を受けて研修を実施し、介護支援専門員の知識、技能の修得、確保及び資質の向上に寄与する。また、平成28年度からは、これらの研修体系が大きく変わることになっている。指導者養成や研修体系構築に向けて取り組みも行い、新たな研修体系のもとで介護支援専門員の質の向上を図れる環境を整える。

1. 福岡県より指定を受け実施する介護支援専門員を対象とした研修会

(1) 介護支援専門員実務研修

(対象者)

介護保険法(以下、「法」という。)第69条の2に規定する介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者とする。

(実施時期及び日数)

平成28年1月～3月 全7日間

(2)介護支援専門員専門研修課程Ⅰ

(対象者)

原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後6か月以上の者とする。

(実施時期及び日数)

平成27年6月～8月 全5日間

(3)介護支援専門員専門研修課程Ⅱ

(対象者)

原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後3年以上の者とする。

(実施時期及び日数)

平成27年10月～11月 全4日間

(4)介護支援専門員更新研修前期

(対象者)

介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者とする。

(実施時期及び日数)

平成27年6月～8月 全5日間(専門研修課程Ⅰと同じ日程で実施)

(5)介護支援専門員更新研修後期

(対象者)

介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者とする。

(実施時期及び日数)

平成27年10月～11月 全4日間(専門研修課程Ⅱと同じ日程で実施)

(6) 介護支援専門員未経験者向け更新研修

(対象者)

介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者とする。

(実施時期及び日数)

平成27年8月～10月 全7日間

平成28年1月～3月 全7日間

(7) 介護支援専門員再研修

(対象者)

介護支援専門員として都道府県の登録を受けた者であり、登録後5年以上実務に従事したことがない者又は実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していない者で、今後、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者とする。また介護支援専門員実務研修修了後、相当の期間を経過した者についても、本研修の対象者としてすることができる。

(実施時期及び日数)

平成27年8月～10月 全7日間(未経験者向け更新研修と同じ日程で実施)

平成28年1月～3月 全7日間(未経験者向け更新研修と同じ日程で実施)

2. 福岡県より委託を受け実施する介護支援専門員を対象とした研修会

(1) 介護支援専門員実務従事者基礎研修

(対象者)

現に介護支援専門員としての実務に携わっている者で実務就業後1年未満の者とする。

(実施時期及び日数)

平成27年11月～12月 全5日間

(2) 主任介護支援専門員研修

(対象者)

専任の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して5年以上である者等、業務に関

し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。

(実施時期及び日数)

平成27年7月～9月 全11日間

3. 新たな介護支援専門員の研修体系に対応する指導者の養成

平成28年度より介護支援専門員を対象とする法定研修等の体系が大きく変わる。具体的には、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員専門研修課程Ⅰ・Ⅱ及び更新研修前期・後期、未経験者向け更新研修及び再研修、主任介護支援専門員研修の研修体系が変わり、新たに主任介護支援専門員更新研修が追加される予定である。国は、これらの研修実施に向けてガイドラインを示す予定としており、ガイドラインに沿った質の高い研修を提供できるよう指導者養成の機会を確保する。

4. 新たな介護支援専門員の研修体系に対応する研修体系の構築

平成28年度より介護支援専門員を対象とする法定研修等の体系が変わる中で、国は、研修実施団体、都道府県、国が連動する中で、よりよい研修内容へ日々進化できる仕組みを構築しようとしている。実施団体として、国が示すガイドラインを踏まえ、具体的な研修内容について検討することで、介護支援専門員の質の向上を図れる環境を整える。

Ⅲ 介護支援専門員の資質の向上に関する事業

[事業内容]

介護支援専門員として継続的な資質の向上と図り、介護保険制度を利用する全ての県民の医療、介護、福祉の増進に寄与するため本協会の各部会及び各支部が研修を行う。また、平成27年度における介護報酬改定等を踏まえ、介護支援専門員が法令遵守のもと実務が遂行できるようにするための取り組みを行う。また、実践場面における介護支援専門員の質を高めるためケアプラン点検事業所などを実施する。さらに、介護支援専門員の質の底上げを図るため九州・沖縄各県及び全国規模での研究大会開催するための準備を行う。これらの円滑な研修会運営などを行うために定期的に各部会内及び支部内で定期的な会議を開催する。

1. ケアプラン点検事業、ケアプラン点検同行アドバイザー事業の実施

市町村が実施するケアプラン点検事業の委託を受け実施するとともに、市町村が実施するケアプラン点検事業に主任介護支援専門員等の豊富な経験と知識を有した者が同行し専門職の視点で当該介護支援専門員に必要な指導・点検を含むアドバイスなどを行う。これらは、ケアプラン点検を実施している地域(県内各地のケアプラン点検実施自治体)にて行う。また、このことに伴う、介護支援専門員の資質向上と指導・点検能力を有する人材を養成するための主任介護支援専門員等を対象としたアドバイザー養成研修を実施する。

2. 部会主催研修会等

(1) 介護支援専門員認知症対応力向上研修会 【生涯研修部会】

(対象者)

居宅の高齢者を支援している介護支援専門員

(実施時期及び日数)

平成27年11月～12月 全1日間を4回開催

※同一内容の研修会を福岡・筑後・北九州・筑豊で各1回開催

(備考)

福岡県からの委託事業として実施

(2) 介護支援専門員スキルアップ研修会 【生涯研修部会】

(対象者)

実務に従事している介護支援専門員

(名称)

スキルアップ研修

(内容)

①特別養護老人ホーム・特定施設・認知症対応型共同生活介護向け研修会

②老人保健施設、療養型医療施設向け研修会

③小規模多機能型居宅介護事業所向け研修会

④地域包括支援センター主任介護支援専門員フォローアップ研修

⑤居宅介護支援事業所主任介護支援専門員フォローアップ研修

(開催時期及び実施回数)

①～⑤を複数回、各地域などで開催（年間14回開催）

(3) 平成27年度介護報酬改定に向けた取り組み 【生涯研修部会】

(対象者)

実務に従事している介護支援専門員及び介護保険関連事業所職員等

(名称)

介護報酬改定に関する研修会

(内容)

介護報酬改定の解釈(解釈通知等を踏まえて)に関する研修会

(開催時期及び実施回数)

福岡、北九州、筑豊、筑後の各地域で開催

(4) 介護支援専門員指導者養成研修会 【生涯研修部会】

(対象者)

介護支援専門員研修講師予定者及び講師候補者予定者等

(名称)

新カリキュラム伝達・講師養成研修

(内容)

平成28年度から実施される介護支援専門員義務研修等の新カリキュラムの講師・ファシリテーターに対する伝達及び養成研修

(開催時期及び実施回数)

年3回

(5) 介護支援専門員を対象にした相談窓口の設置 【広報・啓発部会】

相談受付は、毎日(FAX受付)

電話相談窓口を定期的に設置

居宅:毎週水曜日、金曜日 14:00～16:30

施設:毎月第3火曜日 14:00～16:30

3. 支部主催研修会

<1>福岡支部

(1) 主任介護支援専門員フォローアップ研修

(対象者)

主任介護支援専門員

(開催時期及び実施回数)

平成27年5月、6月、7月、8月

(2) 一般研修1

(対象者)

介護支援専門員等

(開催時期及び実施回数)

平成27年9月

(3) 初任者向け研修

(対象者)

介護支援専門員実務初任者

(開催時期及び実施回数)

平成27年10月、11月

(4) 施設ケアマネジャー研修

(対象者)

介護保険施設等に従事する介護支援専門員

(開催時期及び実施回数)

平成27年12月、平成28年1月

(5) 一般研修2

(対象者)

介護支援専門員等

(開催時期及び実施回数)

平成28年2月

<2> 筑後支部

(1) 初任者研修会

(対象者)

介護支援専門員実務初任者

(開催時期及び実施回数)

平成27年度 上半期(2回)

(2) 基礎研修

(対象者)

介護支援専門員

(開催時期及び実施回数)

平成27年度 下半期(2回)

(3) 共通研修会

(対象者)

介護支援専門員等

(開催時期及び実施回数)

年3回

(4) フォローアップ研修会

(対象者)

主任介護支援専門員等

(開催時期及び実施回数)

年2回

(5) 専門研修会

(対象者)

介護支援専門員等

(開催時期及び実施回数)

年1回

<3> 北九州支部

(1) 初任者向け(ウェルカム)研修

(対象)

実務未経験、事務経験の少ない介護支援専門員

(開催時期及び実施回数)

平成27年5月

(2) 介護報酬改定に関する研修

(対象者)

実務に従事している介護支援専門員及び介護保険関連事業所職員等

(開催時期及び実施回数)

北九州各地（平成27年8月、9月、10月）

(3) 相談援助技術についての研修

(対象者)

介護支援専門員

(開催時期及び実施回数)

平成28年1月

<4> 筑豊支部

(1) 相談援助技術向上研修会

(対象者)

経験の浅い居宅介護支援事業所の介護支援専門員等

(開催時期及び実施回数)

平成27年6月

(2) 主任ケアマネフォローアップ研修会

(対象者)

主任介護支援専門員等

(開催時期及び実施回数)

平成27年8月

(3) 地域密着型ケアマネ研修会

(対象者)

地域密着型サービス事業所に従事する介護支援専門員等

(開催時期及び実施回数)

平成27年12月

(4) 施設介護支援専門員研修会

(対象者)

介護保険施設等に従事する介護支援専門員

(開催時期及び実施回数)

平成28年1月

(5) 語り合いサロン

(対象者)

介護支援専門員等

(開催時期及び実施回数)

筑豊各地区 年5回

4. 人材育成

法定研修、災害リスクマネジメントや医療と介護の連携における指導者養成研修会など人材育成に資する内容の研修会に本協会から人材を派遣する。

IV 介護保険制度の推進及び実施に関する啓発事業

1. 介護に関する啓発事業 【広報・啓発部会】

介護についての国民の理解を深めるため、啓発事業を実施する。また、福岡県が実施する同様の事業に協力する。

2. 公的機関の委員会等への委員派遣事業

本協会は福岡県、市町村及び福岡県介護保険広域連合等の公的機関からの依頼で委員会、審議会、協議会及び介護認定審査会等に委員を派遣し、介護保険制度の適正な実施及び介護現場、県民の声をひろく反映させることにより、県民福祉の向上に寄与する。

3. 協会主催講演会事業 【総務部会】

本協会総会終了後、介護保険制度の周知、啓発を目的に県民、介護支援専門員を対象にした講演会を開催する。

4. 県民を対象にした相談窓口の設置 【広報・啓発部会】

介護保険制度利用及び適正な実施を図ることを目的に県民から無料で電話・FAX相談に応じる。

相談受付は、毎日(FAX受付)

電話相談窓口を定期的に設置 毎週 水曜日、金曜日 14:00～16:30

5. 広報事業 【広報・啓発部会】

(1) 広報誌「Jump UP ケアマネ」の発行

(発行回数) 3回／年 (発行部数) 約1,800部／回(無料)

(配布先) 会員、市町村、関係機関(他県協会、広域連合、医師会等)

(2) ホームページの運営 【広報・啓発部会】

介護保険制度の動向や研修計画を掲載するなど、広く県民に介護保険制度の給付についての周知及び適正な利用に関する啓発活動を行う。

(3)リーフレットの作成 【広報・啓発部会】

本協会が行っている研修、電話相談等の活動紹介をリーフレットに掲載し、研修会場の受付等で希望者に無料配布する。

V 介護保険制度の実施状況に関する調査研究事業

1. 介護支援専門員の倫理、人権・権利擁護に関する調査 【総務部会】

2. 介護支援専門員の資質向上機会(研修ニーズ)に関する調査 【組織・会員部会】

3. 介護支援専門員の業務等に関する調査 【職域部会】

(1)居宅介護事業所の介護支援専門員を対象にした調査

(2)介護保険施設の介護支援専門員を対象にした調査

(3)地域包括支援センターの介護支援専門員を対象にした調査

(4)小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員を対象にした調査

(5)認知症対応型共同生活介護事業所の介護支援専門員をした調査

VI 組織強化事業

職能団体としての機能の強化を図り会員数の増加を図る